

長崎県アルコール健康障害対策推進計画について（案）

序章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨:飲酒を原因とする健康問題や社会問題の防止に向けて、各関係機関が協力してアルコール健康障害対策を推進するための計画を策定する。
- 2 計画の位置づけ:アルコール健康障害対策基本法第14条第1項を根拠とし、健康ながさき21(第2次)及び長崎県医療計画(第7次)等の関連する他の計画との整合性を図るものとする。
- 3 計画期間:平成31年度～平成34年度(4年間)※ただし、健康ながさき21の期間との整合性を取るため以降は5年毎の見直しとする。

第1章 長崎県の現状

- 1 飲酒者の状況
- 2 アルコール依存症者の受療状況
- 3 飲酒運転検挙及び飲酒運転による交通事故状況

第2章 基本的な考え方

- 1 基本理念
 - (1)アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施する。
 - (2)アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
 - (3)アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待自殺等の根本的な解決のため、有機的な連携を図る。
- 2 基本的な方向性
 - (1)正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
 - (2)誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
 - (3)医療における質の向上と連携の促進
 - (4)アルコール依存症者が円滑に回復社会復帰するための社会づくり

第3章 重点施策及び目標

- 1 県民がアルコールに関する正しい知識を持ち、アルコールと適切に付き合っていくことができる状態を目指し、アルコールに関する正しい知識の普及を徹底する。
- 2 アルコールに関する問題を有する本人とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

第4章 基本的施策

- 【発生予防】
1 教育の振興等 2 不適切な飲酒の誘引の防止 3 広報・啓発の推進
- 【進行予防】
1 健康診断及び保健指導 2 アルコール健康障害に係る医療の充実等
3 飲酒運転等をした者に対する指導等 4 相談支援等
- 【再発予防】
1 社会復帰支援 2 民間団体活動支援 3 相談支援等(再掲)

第5章 推進体制等

- 1 関連機関との連携
- 2 推進体制
- 3 計画の進行管理
- 4 計画の見直し

第6章 資料等

- 1 アルコール健康障害対策基本法
- 2 保健所一覧
- 3 関係団体一覧